

JMRC中部ラリー互助会 《規約》

※注意：JMRC中部互助会は、JMRC中部所属クラブに名簿登録（2015年度JMRC中部事務局に提出済みである事）された方しか加入できませんのでご了承ください。

第1条 目的

JAF中部地域クラブ協議会（以下JMRC中部という）はラリー競技会の振興を図るため、相互扶助制度を設ける。

第2条 名称

JMRC中部ラリー互助会（以下互助会という）とする。

第3条 対象者

ラリー競技会に参加するドライバーが、JMRC中部に加盟するクラブの所属員であること。必ず、JMRC中部事務局に当該年度の所属員として登録申請されていること。

第4条 互助会への加入

各自、互助会申し込み専用の振込用紙にて5,000円の会費（1大会毎の掛け捨て）を郵便局にて大会日以前に確実に振込みすること。また、大会公式参加受付時にその領収書を提示すること。

第5条 適用イベント

JAF中部近畿ラリー選手権およびJMRC中部が認めた競技会に適用する。

第6条 補償内容（対人）

当該ラリー競技中（レッキを含む）に発生した、ドライバー本人が加害者となる対人身事故（死亡・重度障害）に対して、1事故500万円を限度として、見舞金を給付する。ただし、当該事故について、別途任意保険等から補償を受ける場合、本互助会の重複給付は行わない。

第7条 補償内容（対物）

当該ラリー競技のSS中に発生した、ドライバー本人が加害者となる対物損事故に対して、1事故200万円（免責10万円）を限度として、見舞金を給付する。ただし、当該競技に参加する他の競技車両との対物損事故については対象外とする。また、当該事故について、別途任意保険等から補償を受ける場合、本互助会の重複給付は行わない。

第8条 事故報告

事故報告はドライバー本人が事故発生後速やかにJMRC中部事務局宛に行うこと。

30日以内に適切な事故報告が行われない場合、給付を行わない場合がある。

事故報告書（発生時の現場詳細図および発生状況説明書）および適正な方法で作成された見積書をJMRC中部事務局に提出すること。ドライバーが報告できない場合は、所属するクラブ員が行うこと。

第9条 給付

事故報告書を基に発生状況を調査の上、運営委員会の審議結果が前項報告者に通知され、運営委員会で給付の承認がされた場合、支払済みの領収書原本をJMRC中部事務局に提出後ドライバーに銀行振り込みにて給付されるものとする。

第10条 施行

2014年5月28日より施行する。

2012年1月7日 制定
2014年5月28日 改正

別添：JMRC中部ラリー互助会申込書記入例

申込書は、郵便局窓口で配布されている郵便振替票を使用し、下記のとおり

口座番号 **00820-3-184302**

加入者名 JMRC中部ラリー互助会

大会名 申込みされる対象のラリー競技会名

開催日 競技会日程 (2015/●/〇〇~●/〇△)

ドライバー名 あなたの氏名

所属クラブ名 あなたの所属クラブ

金額 ￥5,000

を記入後郵便局のATMまたは郵便局の窓口で振替を実施してください。

振替手数料は、ATMの方が安くなります。

00		払 込 取 扱 票	
口座記号		口座番号(右詰めで記入)	
00820 3		184302	
金額		5000	
加入者名		料 金	
JMRC中部ラリー互助会		特 殊 取 扱	
通 信 欄			
大会名 ANDテクニカルツアー2015			
開催日 2015/7/25~7/26			
ドライバー名 中部太郎			
所属クラブ名 CHUBU			
おとこ(郵便番号)		受付局日附印	
123-4567 名古屋市〇〇区〇〇町12			
おなまえ		中 部 太 郎 様	
(電話番号)			
この払込取扱票は、機械で処理しますので、枠内に丁寧に記入してください。 また、枠内を汚したり、この票を折り曲げたりしないでください。			

払 込 票	
口座記号番号	00820 3
加入者名	184302
金額	JMRC中部ラリー互助会
金額	5000
おなまえ	
ご依頼人	中 部 太 郎 様
料 金	円
特 殊 取 扱	受付局日附印

切り取らないで郵便局にお出しく下さい。